

積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】の公表について（お知らせ）

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、常日頃より県の営繕工事にご協力いただきありがとうございます。

積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】の公表の取り扱いを下記のとおりといたしましたのでお知らせします。

なお、【建築・住宅編】は、土木部ホームページの「建設工事関係」に掲載されています。

1. 公表項目について

項目名	基準等名称	内容
①積算基準	a.長崎県公共建築工事積算基準(令和3年7月) ^(※1)	積算に必要な基本事項
	b.長崎県公共建築工事共通費積算基準(令和6年4月) ^(※1) 公共住宅建築工事積算基準(令和元年度版) ^(※5)	経費算出に必要な事項
	c.解体工事の内訳書書式及び数量積算基準(令和6年4月) ^(※1)	県の解体工事積算基準
②歩掛り	a.公共建築工事標準単価積算基準(令和5年改定) ^(※2)	単価算出のための歩掛
	b.公共建築工事積算研究会参考歩掛り(令和5年) ^(※3)	
	c.営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(令和5年版) ^(※3) 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料(令和5年版) ^(※3)	
③数量積算基準	a.公共建築数量積算基準(令和5年改定) ^(※2)	建築の数量算出方法
	b.公共建築設備数量積算基準(令和5年改定) ^(※2)	設備の数量算出方法
④運用	a.長崎県公共建築工事積算基準等資料(令和6年4月) ^(※1・※4)	積算基準等の運用
⑤単価	a.長崎県が独自に調査した単価(令和6年4月公表) ^(※1) *生コンについては四半期(4月、7月、10月、1月)ごとに改定した単価	特別調査品目単価の公表

2. 建築工事等設計単価の決定方法について

- (1) 本建築工事等設計単価の決定方法については、建築工事（関連する専門工事を含む）、電気設備工事及び機械設備工事を対象としています。
- (2) 設計単価は、特別調査品目単価（公表単価）、市場単価、標準歩掛り等による複合単価、物価資料の掲載価格及び専門工事業者の見積価格等を採用しています。採用方法については、積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】総則及び上記④-a「長崎県公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章に掲載しています。
- (3) 労務単価は、国土交通省が公表する「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いています。

3. 積算基準及び単価の公表場所について

(※1) 長崎県土木部ホームページで公表しています。

<http://www.pref.nagasaki.jp/department/dobokubu/>

掲載事項

- >> 【建設業関係】 建設工事関係
- >> (建設工事関係) 詳細はこちら
- >> 積算基準公表図書 (建築工事)
- >> 【公表用】 積算基準 (単価・歩掛)

(※2) 国土交通省のホームページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/>

政策情報・分類別一覧

- >> 官庁営繕
- >> (技術基準等) 技術基準
- >> 3-6.工事費積算関連

※該当の改定年のものがない場合は、(※1) にて参考掲載いたします。

(※3) 国土交通省のホームページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/>

政策情報・分類別一覧

- >> 官庁営繕
- >> (技術基準等) 技術基準
- >> 3-6.工事費積算関連
- >> 公共建築工事積算基準等関連資料

※該当の改定年のものがない場合は、(※1) にて参考掲載いたします。

(※4) 「長崎県公共建築工事積算基準等資料」第1編、第2編、第3編及び第4編第1章は、長崎県土木部ホームページ(※1)で公表しています。

なお、第4編第2章以降及び附表は、「公共建築工事積算基準等資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)」の第4編第2章以降及び附表を適用しているため、国土交通省のホームページ(※3)で「公共建築工事積算基準等資料」を参照してください。

※該当の改定年のものがない場合は、(※1) にて参考掲載いたします。

(※5) 市販公表図書となります。

4. 本書に関する質問は、原則として受け付けません。

(公表場所の質疑については対応いたします。)

長崎県土木部建築課 (計画指導班) 電話番号 095-894-3095 長崎県土木部営繕課 電話番号 095-894-3096
--